

# 山口県報

平成20年  
6月13日  
(金曜日)

## 目次

規則	一
災害救助法施行細則の一部を改正する規則(厚政課)	一
告示	一
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課)	一
平成二十年度クリーニング師研修の指定(生活衛生課)	三
平成二十年度クリーニング所業務従事者講習の指定(生活衛生課)	三
公衆浴場入浴料金統制額の指定に関する告示の一部改正(生活衛生課)	三
土地改良区定款変更の認可(農村整備課)	三
土地改良区連合定款変更の認可(農村整備課)	三
道路の区域の変更(道路整備課)	四
道路の供用の開始(道路整備課)	四
特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(二件)(建築指導課)	四
山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示の一部改正(会計課)	六
公告	六
土地改良区役員の届出(農村整備課)	六

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年六月十三日

山口県知事 二井 関成

## 山口県規則第五十二号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和三十六年山口県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

別記一の一の二の(二)中、「二百三十二万六千円」を「二百三十六万六千円」に改め、別記一の六の二中、「五十万円」を「五十一万円」に改め、別記一の十二の二中、「十三万七千円」を「十三万七千五百円」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則別記一の規定は、平成二十年四月一日から適用する。



## 山口県告示第二百八十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十年六月十三日から同年七月三日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び美祢市市民福祉部生活環境課において公衆の縦覧に供する。

平成二十年六月十三日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 一般国道四九〇号道路改良(鞍掛山トンネル)工事清水建設・シマタ・大畑建設特定建設工事共同企業体  
住所 広島市中区上八丁堀八番二号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名称 一般国道四九〇号道路改良(鞍掛山トンネル)工事作業所  
所在地 美祢市美東町赤二番地の三
- 三 特定施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構造		使用の方法	
	能 ( $m^3/時$ )	力	工事着手 年月日	工事完成 年月日
五五	二五	平成二〇、 七、四	年月日	年月日
	七二〇、 二	平成二〇、 七、二〇、 二	年月日	年月日
備考 「五五」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第五十五号の生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラントをいう。			使用開始 年月日	使用の 時間 隔間
			使用開始 年月日	一日当た りの使 用時間
			断続 四時間 変動なし	季節的 概略的 変 動

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種類	汚水等の汚染状態の値		汚水等の一日当たりの量( $m^3$ )
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 ( $mg/l$ )	
五五	通 常	二〇	二〇
	最 大	二二	
備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。			

四 汚水等の処理施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構造	能 ( $m^3/時$ )	処理の方式	使用時間 間隔	概略的変動の 要	工事着手予定 年月日	工事完成予定 年月日	使用開始予定 年月日
排水処理施設	鋼板製	三〇	中和・凝集沈殿	連続	変動なし	平成二〇、 七、四	平成二〇、 七、一八	平成二〇、 七、二二

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

排水処理施設	項目	汚水等の汚染状態の値		汚水等の一日当たりの量( $m^3$ )
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 ( $mg/l$ )	
排水処理施設	処理前	七・五	八・五	七二〇
	処理後	一一	一一	

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 1 排 水 口	排 出 水		水 質		汚 染 状 態		の 値		排水水の一 日当たりの量 ( $m^3$ )				
	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大					
七・五	八・五	六・五	一〇	一五	二五	五〇	三	一〇	一五	一	二	五〇〇	七二〇

山口県告示第百九十号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項の規定により、次の研修を平成二十年度におけるクリーニング師の研修として指定した。

平成二十年六月十三日

山口県知事 二井 関 成

一 研修の主催者

名称 財団法人全国生活衛生営業指導センター  
住所 東京都港区新橋六丁目八番二号

二 研修の開催期日及び開催場所

開催期日

開催場所

平成二〇、八、二四（日曜日）

山口市小郡下郷二二九二番地  
新山口ターミナルホテル

三 研修の受講料

五千円

山口県告示第百九十一号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の三の規定により、次の講習を平成二十年度におけるクリーニング所の業務従事者に対する講習として指定した。

平成二十年六月十三日

山口県知事 二井 関 成

一 講習の主催者

名称 財団法人全国生活衛生営業指導センター  
住所 東京都港区新橋六丁目八番二号

二 講習の開催期日及び開催場所

開催期日

開催場所

平成二〇、九、二八（日曜日）

下関市豊前田町三丁目三番一号  
山口県国際総合センター

三 講習の受講料

四千五百円

山口県告示第百九十二号

公衆浴場入浴料金統制額の指定に関する告示（昭和五十八年山口県告示第二百四十五号）の一部を次のように改正し、平成二十年六月二十三日から施行する。

平成二十年六月十三日

山口県知事 二井 関 成

一の表料金の項中「三百六十円」を「三百九十円」に改める。

山口県告示第百九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成二十年六月十三日

山口県知事 二井 関 成

土地改良区の名称

岩国市柱島土地改良区

認可年月日

平成二〇、六、三

山口県告示第二百九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十四条において準用する同法第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成二十年六月十三日

山口県知事 二井 関成  
 土地改良区連合の名称 認可年月日  
 岩国市八幡土地改良区連合 平成二〇、六、三

山口県告示第二百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十年六月十三日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十年六月十三日

山口県知事 二井 関成  
 道路の種類 県道  
 路線名 武久棕野線  
 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)		延 長 (メートル)	備 考
	新	旧		
下関市幡生宮の下町九七〇の一八地先から同市生野町一丁目一〇五一の一地先まで	最狭 四二・七 最広 四七・〇〇	最狭 四二・四 最広 四七・二	三七四・五	道路改良工事の完了による。

山口県告示第二百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十年六月十三日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十年六月十三日

山口県知事 二井 関成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
武久棕野線	下関市武久町一丁目八五一の三地先から同市生野町一丁目一〇五一の一地先まで	平成二十年六月十三日

山口県告示第二百九十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、維新百年記念公園陸上競技場機械設備工事に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十年六月十三日

山口県知事 二井 関成

- 一 維新百年記念公園陸上競技場機械設備工事
- (一) 工事場所 山口市吉敷地内
- (二) 工事の概要

構 造 及 び 規 模	工 事 内 容
鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上四階建 延べ面積 二〇、五八四平方メートル	空気調和設備工事一式 給排水衛生設備工事一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（三者で構成するものに限る。）とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成十八年山口県告示第六百六十三号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が管工事のA等級であること。

- 2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（管工事業に係るものに限る。）を受けていること。
- 3 出資比率が二十パーセント以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者の平成二十年六月十二日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の管工事の数値が千百以上であること。
- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の管工事の数値が八百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等  
経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。
  - 1 共同企業体協定書の写し
  - 2 総合評定値通知書の写し
  - 3 特定建設業の許可通知書の写し
  - 4 委任状
  - (二) 申請書等の提出方法  
申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。
  - (三) 申請書等の提出場所  
山口県土木建築部建築指導課 山口市滝町一番一号
  - (四) 申請書等の提出期間及び時間  
平成二十年六月十三日から同月二十七日までの午前九時から午後四時三十分まで
  - (五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法  
経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十年七月九日までに発送する。
- 四 その他  
この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課（電話〇八三一九三三―三八三〇）にすること。

山口県告示第百九十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の五第一項の規定によ

り、維新百年記念公園陸上競技場電気設備（競技照明設備）工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十年六月十三日

山口県知事 二井 関成

- 一 維新百年記念公園陸上競技場電気設備（競技照明設備）工事
- (一) 工事場所 山口市吉敷地内
- (二) 工事の概要

構 造 及 び 規 模	工 事 内 容
鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上四階建 延べ面積 二〇、五八四平方メートル	競技照明設備工事一式

二 経営規模等入札参加資格

- 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（三者で構成するものに限る。）とする。
- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
    - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成十八年山口県告示第六百六十三号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が電気工事のA等級であること。
    - 2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（電気工事業に係るものに限る。）を受けていること。
    - 3 出資比率が二十パーセント以上であること。
  - (二) 共同企業体の代表者の平成二十年六月十二日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の電気工事の数値が千百以上であること。
  - (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の電気工事の数値が八百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等  
経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共



同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」といふ。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評価値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県土木建築部建築指導課 山口市滝町一番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十年六月十三日から同月二十七日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十年七月九日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課(電話〇八三一―九三三一―三八三〇)にすること。

山口県告示第二百九十九号

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示(昭和四十一年山口県告示第四百六十六号)の一部を次のように改正する。

平成二十年六月十三日

山口県知事 二井 関 成

一の表中

財団法人山口県国際総合センター	三丁目三番一号	財団法人山口県国際総合センター	三丁目三番一号	平成八、七、一三
株式会社二二	福岡県豊前市大字松江一三八一の一	アイクルモーター	字吉賀一五八八	平成二〇、一、七

に改め

る。

財団法人山口県国際総合センター	下関市豊前田町三丁目三番一号	財団法人山口県国際総合センター	三丁目三番一号	平成八、一、三
-----------------	----------------	-----------------	---------	---------



(二五〇) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成二十年六月十三日

山口県知事 二井 関 成

一 就任した役員

土地改良区の名	理事の別	氏名	住所
宇部市藤河内土地改良区	理事	井上 茂雄	宇部市大字藤河内六一四
"	"	徳原 久	"
"	"	徳重 信行	"
"	"	藤井 卓治	"
"	"	藤村 清美	"
"	"	井藤 広志	"
"	"	掛部 保	"
"	"	加藤 優治	"
周東陣ヶ原土地改良区	理事	竹田 律雄	岩国市周東町差川五三八の四
"	"	吉岡 里子	周東町上久原一九二
"	"	宮本アキコ	"
"	"	中村 笑子	"
"	"	宮本るり子	"
"	監事	津々木道男	三笠町三丁目一番二号
"	"	藤村 照夫	周東町上久原七六五の四
二 退任した役員			八八五の二

土地改良区名称	理事の別	氏名	住	所
宇部市藤河内土地改良区	理事	徳原久	宇部市大字藤河内三四七	
周東陣ヶ原土地改良区	理事	横田一	岩国市周東町上久原九一三	
	監事	井上茂雄		六一四
	監事	掛部保		五七三
	監事	佐々木秀登		五八二
	監事	森藤博文		五六四
	監事	徳永藤雄		二七五の二
	監事	常田泰雄		六〇三
	監事	光井卓雄		三三八
	監事	藤田千三		九一
	監事	大峯照男		九〇五
	監事	藤田千三		九一
	監事	忽八溥玆	周東町下久原一九〇六の二六	
	監事	中室厚	周東町上久原七七五	
	監事	竹田正勝		八八〇
	監事	森口岩雄		一〇一五

平成二十年六月十三日印刷  
發行

發行  
行人所

山口  
山口  
県  
知事  
庁

定価一箇月  
金二千七百円（送料共）